



街頭防犯カメラ設置補助事業のお知らせ

犯罪の起きにくいまちづくりと地域防犯力の向上を目的に、自治会・商店街等の地域団体及び商業施設等が新設する防犯カメラに対し、補助金を交付します。

■補助対象団体等

- ① 下野市内の自治会、商店街、地域防犯団体等の一定地域の住民により構成されている団体（地域団体）
- ② 下野市内の小売店、金融機関、事業所、ホテル、

■補助対象経費

防犯カメラ設置に係る
① 機器購入費
② 工事費
③ 「防犯カメラ作動中」等の看板作製費

※ 保守、修理、電気料金等の維持管理費は含みません。

■補助金の額

街頭防犯カメラの購入・設置等に要した費用の2分の1（上限30万円、1,000円未満の端数は切り捨て）

■申請方法

補助対象となる防犯カメラを購入する前に、申請書（生活安全課窓口、市ホームページ）からダウンロードできます。）に

- ① 防犯カメラの設置が団体の総意であることを明らかにする書類

旅館、駅、駐車場等の経営者（商業施設等）
※ 補助対象となる防犯カメラは屋外に設置するもののみとなります。

※ 地域の防犯のために設置する防犯カメラが補助対象となるため、地域の防犯に協力いただける団体が対象になります。

防犯カメラの管理責任者及び取扱者を定めた書類

④ 防犯カメラの購入等に要する費用の見積明細書

⑤ 設置する防犯カメラの様相を明らかにするカタログ類

⑥ 防犯カメラの撮影対象区域を明らかにした写真

⑦ 防犯カメラを設置する場所を表示した見取り図

⑧ 防犯カメラ設置場所所有者の許可書

を添えて、生活安全課窓口
に申請してください。（機器購入前に申請をしてください。）

申請内容に基づき審査をさせていただきます。（審査結果により、不交付となる場合もありますので、ご了承ください。）

■申し込み・問い合わせ先

生活安全課
☎(40)5555

人権擁護委員表彰

6月17日に開催された平成26年度栃木県人権擁護委員連合会総会において、人権擁護委員のお二方が人権擁護と人権思想の普及、高揚に努められ、その功績が認められて表彰されました。

- 全国人権擁護委員連合会長表彰
海老原 富美男氏
- 栃木県人権擁護委員連合会長表彰
生澤 里美氏

人権擁護委員は、日頃地域の皆さんの中にあつて、人権思想を広め、人権侵害が起きないように、相談事業を中心とした積極的な活動を行っています。

また、毎月第1〜3週の月曜日、火曜日、金曜日それぞれきらら館、ゆうゆう館、ふれあい館にて常設相談を行っていますので、お気軽にご相談ください。電話での相談も可能です。（詳しい相談日等は毎月広報の巻末「心配ごと相談」をご覧ください。）

■問い合わせ先

生活安全課
☎(40)5555

☎(40)5555

行政相談委員に

感謝状が贈られました

5月23日に開催された平成26年度行政相談委員全体会議において、国民の行政に対する苦情の解決に特に尽力されたとして、行政相談委員の野澤洋子氏と手塚英男氏に、栃木行政評価事務所長から感謝状が贈られました。

行政相談委員は、皆さまの身近な相談相手として、行政サービスに関する苦情、行政のしくみや手続きなどに関する相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知などの仕事を行っています。

また、毎月第3週の月曜日、火曜日、金曜日に、それぞれきらら館、ゆうゆう館、ふれあい館にて相談業務を行っていますので、お気軽にご相談ください。詳しい相談日等は毎月広報の巻末「心配ごと相談」をご覧ください。）

■問い合わせ先

生活安全課
☎(40)5555